

令和6年度

# 学童保育室入室案内



行田市

# 目 次

<u>学童保育室一覧</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
<b>1 学童保育室について</b>	
学童保育室とは・・・・・・・・・・・・・・・・	2
入室できる児童は・・・・・・・・	2
受入期間・・・・・・・・	2
受入時間・・・・・・・・	2
休室日・・・・・・・・	2
保育料について・・・・・・・・	3
保育料の切り替え・・・・・・・・	4
保育料の納付方法・・・・・・・・	4
利用にあたってのお願い・・・・・・・・	4
<b>2 入室について</b>	
学童保育室入室まで・・・・・・・・	5
申込方法・・・・・・・・	6
兄弟姉妹の入室・・・・・・・・	7
学童保育室の退室・・・・・・・・	7
<b>3 放課後等デイサービスのご案内</b>	
放課後等デイサービスとは・・・・・・・・	8
利用することができる方・・・・・・・・	8
サービス内容・・・・・・・・	8
費用・・・・・・・・	8
市内施設一覧・・・・・・・・	8
<b>4 申請書類の記入例</b>	
学童保育室入室申請書・・・・・・・・	9
入室申請にあたっての確認事項・・・・・・・・	9～12

## 【学童保育室一覽】

学区域	学童保育室名	住 所	電話番号	定員
忍小	忍第一学童保育室 (原則、中・高学年中心)	本丸7-20 忍小学校校舎内	556-1139	37
	忍第二学童保育室 (原則、低学年中心)	本丸7-20 忍小学校敷地内	556-0402	60
南小	南第一学童保育室 (原則、低学年中心)	佐間1-25-4 南小学校校舎内	556-6666	49
	南第二学童保育室 (原則、中・高学年中心)	佐間1-25-4 南小学校敷地内	552-0577	44
西小	西第一学童保育室 (原則、低学年中心)	持田3-5-9 西小学校校舎内(南校舎)	556-1143	70
	西第二学童保育室 (原則、中・高学年中心)	持田3-5-9 西小学校校舎内(北校舎)	579-5347	50
東小	東第一学童保育室 (原則、中・高学年中心)	長野2-26-8 東小学校校舎内	554-3750	36
	東第二学童保育室 (原則、低学年中心)	長野2-26-8 東小学校敷地内	556-5231	60
北小	北第一学童保育室 (原則、低学年中心)	和田94-1 北小学校体育館内	553-3040	36
	北第二学童保育室 (原則、中・高学年中心)	和田94-1 北小学校校舎内	556-7219	70
桜ヶ丘小	さくら第一学童保育室 (原則、低学年中心)	長野1880 桜ヶ丘小学校敷地内	552-0556	45
	さくら第二学童保育室 (原則、中・高学年中心)	長野1880 桜ヶ丘小学校校舎内		50
太田小	太田学童保育室	小針3521 太田小学校校舎内	554-2448	70
泉小	泉太井学童保育室	持田70 泉小学校敷地内	554-5808	55
	太井学童保育室	棚田町1-58-10 太井保育園敷地内	556-5340	30
埼玉小	埼玉学童保育室	埼玉4602 埼玉小学校敷地内	559-2500	48
南河原小	南河原学童保育室	南河原782 南河原小学校校舎内	557-3331	70
下忍小	下忍学童保育室	下忍2451 下忍小学校敷地内	556-8840	36
見沼小	見沼学童保育室	荒木1606 見沼小学校校舎内	557-5430	34

# 1 学童保育室について

## 学童保育室とは

保護者の就労等により、昼間家庭が常時留守になる児童に対して、放課後等の居場所を提供し、保護及び育成を行う施設です。

## 入室できる児童は

市内の小学校に通う小学 1 年生から小学 6 年生までの児童で、次の入室基準を満たす場合に入室することができます。

### 入室基準

- 1 保護者の勤務終了時間が
  - ・ 1～4年生 午後3時以降であること
  - ・ 5～6年生 午後4時以降であること
- 2 保護者の勤務日数が
  - ・ 1年生 月平均12日以上であること
  - ・ 2～6年生 月平均15日以上であること
- 3 お子さんの保育可能な同居の親族がいないこと  
※世帯や家屋は別でも同一敷地内に居住している場合は同居とみなします。  
※65歳以上の方は除きます。
- 4 自宅における保育が難しいこと  
※自営業の方でも、事業内容等から自宅における保育が難しい場合は子ども未来課までご相談ください。  
※家族の病気や介護等により、児童の保育ができない場合も自宅における保育が難しいものと判断いたします。

※春・夏・冬休み中のみ利用する場合には、入室基準を緩和する場合がありますので、子ども未来課までお問い合わせください。

## 受入期間

### 入室開始日から令和7年3月31日まで

- ・入室開始日は、入室決定通知書の「保育の実施期間」に記載します。
- ・学童保育室に入室しているお子さんが、翌年度も継続して入室を希望する場合には、改めて申請が必要となります。

## 受入時間

- ・学校授業日・・・放課後から午後7時まで
- ・長期休業日等・・・午前7時30分から午後7時まで  
(長期休業日等とは土曜日、春・夏・冬休み、開校記念日、県民の日、運動会の振替休日等です。)

## 休室日

- ・日曜日、国民の休日
- ・年末年始(12月29日から1月3日まで)

## 保育料について

### ○保育料の決定方法

保育料は、市町村民税所得割課税額（お子さんの父母の合計額）を基に、下記保育料一覧表により決定しています。

なお、お子さんの父母が非課税で、祖父母等と同居している場合（世帯分離している場合も含む）は、祖父母等を家計の主宰者であると判断し、祖父母等の課税額を基に保育料を決定します（同一敷地内の別建物や二世帯住宅で電気・ガス・水道等を別に契約しているなど、家計が別であると認められる場合を除きます）。

『所得が未申告の方』又は『令和5年1月1日に市外在住で所得課税証明書が未提出の方』は、根拠となる課税額がわからないため、保育料の算定ができません。そのため、根拠となる課税額がわかるまでの暫定措置として、最高階層（最高額）で決定しますので、ご了承ください。なお、収入がない場合も、保育料算定のため市町村民税の申告をお願いします。

保育料の日割り計算はしません。月の途中で退室される場合や保護者又はお子さんの都合で1か月欠席している場合でも、原則としてその月の1日現在で在籍していれば月額保育料を納めていただきます。

### 【学童保育室保育料一覧表】

世帯の階層区分		保育料（月額）
1	生活保護世帯	0円
2	市町村民税非課税世帯及び市町村民税均等割のみ課税世帯	0円
3	市町村民税所得割課税額 76,000円未満	5,000円
4	市町村民税所得割課税額 76,000円以上 225,000円未満	7,000円
5	市町村民税所得割課税額 225,000円以上	9,000円

兄弟姉妹同時入室の場合、2人目以降は表の半額となります。

※この表において「所得割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用しないものとする。

### ○市町村民税所得割課税額が変更となった場合

修正申告等により、市町村民税所得割課税額が変更になった場合は、保育料の再計算を行います。このような場合には、申告書又は税額の決定通知書の写しを持参の上、子ども未来課へお越しくください。なお、再計算の結果、保育料に変更がない場合がありますので、ご了承ください。

### ○その他の負担

保育料の他におやつ代をご負担いただきます（学童保育室により料金は異なります。おおむね一人あたり月額2,000円～2,500円です）。

## 保育料の切り替え

保育料の算出根拠となる市町村民税所得割額は、年1回更新され、9月に保育料の切り替えを行います。

- 4月～8月分の保育料…前年度（令和5年度）の市町村民税所得割課税額  
（令和4年1月～令和4年12月の所得に基づく課税額）
- 9月～翌年3月分の保育料…今年度（令和6年度）の市町村民税所得割課税額  
（令和5年1月～令和5年12月の所得に基づく課税額）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度（令和5年度）の市民税額で算定 （令和4年1月～令和4年12月の所得）					今年度（令和6年度）の市民税額で算定 （令和5年1月～令和5年12月の所得）						

## 保育料の納付方法

保育料は原則として、毎月末日（12月のみ25日）に口座振替により納めていただきます。

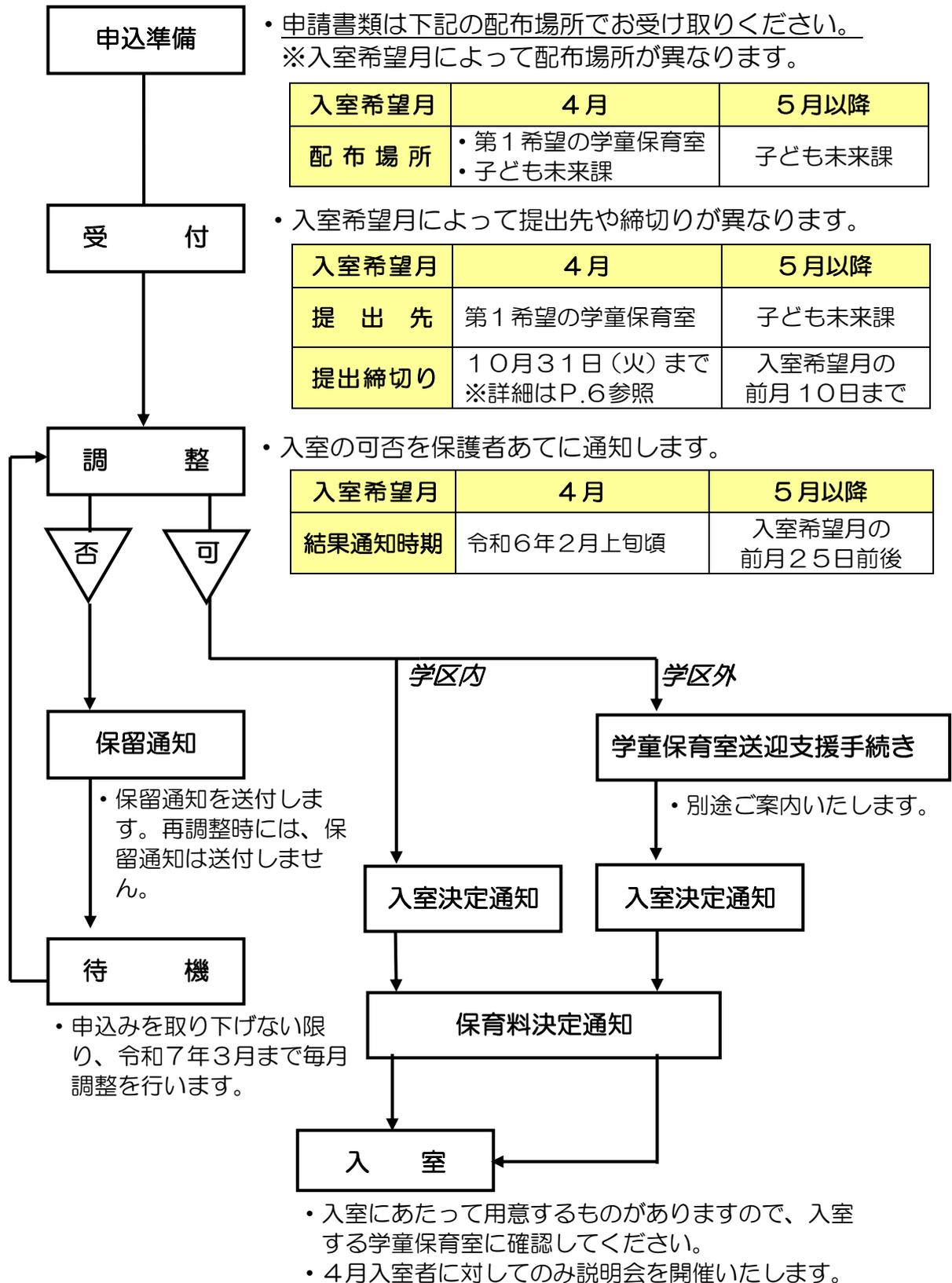
- 末日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に振替を行います。
- 入室決定通知に同封する「行田市学童保育室保育料口座振替依頼書（自動払込利用申込書）」に必要事項を記入の上、金融機関へ直接提出してください。  
なお、口座振替依頼書は、お子さん1人につき、1枚必要です。
- 保育所等で利用していた口座は、学童保育室では、引き続き利用することができません。新たに口座振替の手続きが必要となります。
- 必ず振替日前日までに残高の確認をお願いいたします。残高不足などにより引落しができなかった場合は、後日子ども未来課より納付書が発送されますので、金融機関等の窓口で支払いをしてください。
- 保育料の滞納が続いた場合は、退室いただきます。

## 利用にあたってのお願い

- 学童保育室は集団生活をする場です。決まりごとをお子さんに守らせてください。
- 保護者の方は勤務が終わり次第、お子さんのお迎えにいらしてください。午後7時で閉室しますので、遅れずにお迎えをお願いいたします。（未成年の方のお迎えはご遠慮ください。）
- 欠席される場合は、必ず学童保育室へ連絡してください。
- お子さんに食物アレルギーがある場合は、申請書類に記載の上、「生活管理指導表」を添付してください。
- 平日や土曜日に保護者がお休みの場合は、親子の大切な触れ合いをより一層深めるためにも、ご家庭での保育もお考えください。
- お子さんが他のお子さんへ危害を加えた場合や、そのような恐れのある行動をとった場合には退室いただきます。
- 保護者が入室児童等へ怒鳴る等の行為があった場合は、退室いただきます。
- 保護者又はお子さんの住所・氏名・連絡先や、保護者の勤務先が変更となったときは手続きが必要となりますので、子ども未来課にご連絡ください。
- 「情報メール配信サービス」への登録をお願いします。台風などで学校が休校になり、学童保育室の開室時間が変更になった場合などを連絡させていただきます（入室が決まった際にお手紙を同封いたします。）。
- 学級閉鎖になった場合やお子さんがインフルエンザなどの感染症に罹患した場合は、他のお子さんへの感染を防ぐため、学童保育室は欠席していただきます。

## 2 入室について

### 学童保育室入室まで



## 申込方法

学童保育室へ入室を希望する場合は、下記の方法で申請書等を提出してください。  
 なお、学童保育室の入室は申込順ではありません。ご提出いただいた書類を基に入室審査を行い、保育の必要性が高いお子さんからの入室となります。  
 また、書類に不備や不足がある場合は、入室審査は行いませんのでご注意ください。

### ①申請書類の配布方法・申請期間・受付場所

#### 4月に入室を希望される場合

- 配布場所・・・各学童保育室又は子ども未来課
- 申請期間・・・令和5年10月2日(月)～10月31日(火) ※期限厳守
- 受付場所・・・第1希望の学童保育室
- 受付時間・・・月曜日から金曜日の午後2時から6時まで

#### 5月以降の入室を希望される場合

- 配布場所・・・子ども未来課(祝日を除く月～金曜日及び日曜日の午前中)
- 申請期間・・・入室希望月の前々月の11日から前月の10日まで※期限厳守  
 【(例) 7月1日から入室を希望する場合】  
 申請期間：5月11日から6月10日まで
- 受付場所・・・子ども未来課
- 受付時間・・・午前8時30分から午後5時15分まで

### ②申請に必要な書類

申請される方全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>■行田市学童保育室入室申請書 (P. 9～12「4 申請書類の記入例」をご確認ください。)</li> <li>■保育を必要とする証明書(対象者：父・母・同居する65歳未満の祖父母)  <u>世帯内の全ての対象者に次のいずれかの証明書を提出していただきます。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>①就労(予定)されている方 ⇒ 就労証明書</li> <li>②保護者が学校に在学中の場合 ⇒ 在学証明書及び時間割表</li> <li>③保護者や同居の親族が病気の場合 ⇒ 診断書</li> <li>④同居親族の介護など何らかの事情により                お子さんの保育を行えない場合 ⇒ 申立書及び事情がわかる書類</li> </ul> </li> </ul>
該当される方のみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■令和5年1月2日以降に行田市へ転入された場合            ⇒ 所得課税証明書(4月～8月入室は令和5年度及び令和6年度、9月以降の入室は令和6年度)            ※各年1月1日にお住まいだった市区町村役場で証明書を取得してください(令和6年度証明書は7月頃に取得することができます)。</li> <li>■お子さんやご家族の中で障害者手帳の交付を受けている場合            ⇒ 障害者手帳の写し(P. 7「障害をお持ちの場合」をご確認ください。)</li> <li>■お子さんに発達障害(注意欠陥多動性障害など)がある場合            ⇒ 診断書(P. 7「障害をお持ちの場合」をご確認ください。)</li> <li>■お子さんに食物アレルギーがある場合 ⇒ 生活管理指導表</li> <li>■市外にお住まいで、行田市に転入予定の場合            ⇒ 賃借契約書、売買契約書の写し等</li> <li>■生活保護を受給されている場合 ⇒ 受給者証の写し</li> <li>■指定校変更者 ⇒ 要相談</li> </ul>

※申請書類に虚偽の内容があった場合には、入室決定後であっても申請が取消しとなる場合があります。

## 《お子さんが障害（発達障害を含む）をお持ちの場合》

新規で入室申請をされるお子さんが障害（発達障害を含む）をお持ちの場合は、入室決定に先立ち、学童保育室の支援員と面談をさせていただきます。

面談の結果、受入体制等によっては、入室をお断りせざるを得ない場合がありますので、ご理解をお願いします。

また、お子さんが身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などをお持ちの場合は、「放課後等デイサービス」が利用できます。

（P. 8「3 放課後等デイサービスのご案内」をご確認ください。）

## 兄弟姉妹の入室

兄弟姉妹の入室については、できる限りご希望に添えるよう入室調整を行います。保育の必要性が高いお子さんから入室となります。審査結果によっては、ご希望に添えない場合があります。

また、忍小学校区（忍第一・忍第二学童保育室）、南小学校区（南第一・南第二学童保育室）、西小学区（西第一・西第二学童保育室）、東小学校区（東第一・東第二学童保育室）、北小学区（北第一・北第二学童保育室）及び桜ヶ丘小学区（さくら第一・さくら第二学童保育室）は、原則として「低学年」「中・高学年」に区分しての入室となります。保護者の希望により兄弟姉妹で同じ学童保育室への入室は可能ですが、入室学童に同じ学年のお子さんがいない場合があることをご承知おきください。

【例①】 泉太井学童を優先順位一位に、太井学童を優先順位二位に希望している場合		泉太井	太井
	兄(小4)	×	○
	弟(小3)	○	○

**入室調整の結果**

兄弟姉妹で同じ学童保育室への入室を希望した場合は、優先順位二位の「太井学童」に兄弟で入室となります。

【例②】 学校敷地内に複数の学童保育室がある学校区で、低学年と高学年のお子さんがある場合		南第一 (低学年)	南第二 (中・高学年)
	兄(小3)	—	○
	弟(小1)	○	—

**入室調整の結果**

兄弟姉妹で同じ学童保育室への入室を希望した場合は、入室状況に応じて、どちらかの学童保育室での兄弟入室となります(同じ学年のお子さんがいない場合があります)。

## 学童保育室の退室

次のような場合には、学童保育室の退室の手続きをお願いします。

- ・保護者が勤務先を退職した場合や勤務時間の変更等により、ご家庭でお子さんの保育を行えるようになったとき
  - ・保護者が育児休業を取得し、自宅での保育が可能となったとき
- ※産前産後休業(出産予定日の6週間前から出産後8週間までの期間内)の間は、学童保育室を利用することができます。
- ※事情により保育が困難な場合は申立書を提出してください(P. 6を参照)。
- 退室届出用紙の配布場所・・・子ども未来課
  - 提出期限及び提出場所・・・退室する月の10日までに子ども未来課へ

### 3 放課後等デイサービスのご案内

#### 放課後等デイサービスとは

学校通学中の障害児に対して、学校授業終了後や長期休業期間中において、児童の生活能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。

#### 利用することができる方

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（平成27年10月以降に取得した方は手帳の色が紺色に統一されています）などをお持ちで、学校教育法に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しているお子さん。

#### サービス内容

- ・ 自立した日常生活を営むために必要な訓練
- ・ 創作的活動、作業活動
- ・ 地域交流の機会の提供 など

#### 費用

利用料の1割が自己負担となります（所得に応じて負担額が異なります）。

区分	世帯の所得状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1(※)	市町村民税課税世帯（所得割28万円未満）	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

※給与収入の場合、おおむね890万円以下の世帯が対象となります。

#### 市内施設一覧

設置者	施設名	所在地	電話番号
(特非) C I L ひこうせん	ぴーず	佐間2-1-19	598-4685
(福) 聖徳会	ポコ・ア・ポコ	小見1400-4	594-8006
(福) 福潤の会	レイズアップ	前谷505-3	594-6113
(株) シティサポート	行田サポートほほえみ	門井町2-21-9	556-2257
	遊学館	門井町3-2-4	579-5066
(福) 健翔会	にじいろ	忍1-11-1	598-5252
合同会社 コットンキャンディー	コットンキャンディー	栄町4-7	579-5605
	スマイルキャンディー	長野1866-8	557-7951
(特非) 行田結婚 支援センター	きんかぎんか	城西2-9-16	556-0252
(株) Raa	パレット	本丸11-20	577-8908

本サービスの利用を希望する場合や詳細についてのお問い合わせは、福祉課障害福祉グループ（556-1111：内線265）までお願いします。

# 4 申請書類の記入例

## 行田市学童保育室入室申請書

5 年 10 月 ●●日

行田市長 様

入学予定もしくは在学中の小学校名  
をご記入ください。  
また、学年は入学後もしくは進級後  
の学年をご記入ください。

住 所 行田市本丸〇—〇

氏 名 行 田 ハジメ

第一連絡者 電話番号（続柄：母）090-1234-XXXX

第一連絡者 電話番号（続柄：父）070-1234-XXXX

申請します。

入室希望児童	フリガナ	ギョウダ レイコ		性別	保護者との続柄
	氏 名	行 田 レイコ		男・女	子
	生 年 月 日	H28 年 10 月 1 日生			
	保育希望時間及び理由	在 学 の 状 況			
	放課後から午後 6 時 30 分まで			■■■ 小学校 ■ 年 ※R6 年 4 月 1 日時点の学年を記入 小学校入学前に利用していた施設 ▲▲▲ 保育園・幼稚園／在宅	
理由： <b>両親共働きのため。また、祖父も就労し、祖母は身体に障害があるため保育が難しい状況にあるため。</b>					
入室希望学童保育室（第1希望）	行田市 ○○○ 学童保育室			入室希望月	R6 年 4 月
世帯員の状況	氏 名	続柄	年齢	勤務地市区町村	通勤時間（片道）
	行 田 ハジメ	父	37	熊谷市	約 時間 30分
	行 田 フタバ	母	35	行田市	約 時間 15分
	行 田 ミツオ	祖父	64	行田市	約 時間 15分
	行 田 ヨシコ	祖母	66	二世帯住宅や同一敷地内の別建物も含む	
	行 田 ゴロウ	弟	3		約 時間 分
	行 田 ロクロウ	曾祖父	85		約 時間 分
※世帯員の状況について、住民票の世帯によらず、同居者は全員記載してください。					
生活保護の状況 <b>適用なし</b> 適用あり（ 年 月 日から保護開始）					
承諾事項	市が学童保育室の入室審査及び学童保育室保育料の決定に関し、世帯情報及び市民税の情報をご覧することについて、同居している直系親族全員（父母、祖父母等）が同意し、裏面の同意書に署名していますか。 → <input checked="" type="checkbox"/> （裏面の同意書に、同居している直系親族全員が署名してあれば <input checked="" type="checkbox"/> ）				

(裏面)

## 同意書

市が学童保育室の入室審査及び学童保育室保育料の決定に関し、世帯情報及び市民税の情報を閲覧することについて同意します。

フリガナ	ギョウダ ハジメ		
氏名	(自署) <b>行田 ハジメ</b>	生年月日	△△年△月△日
		児童との続柄	父・母・祖父・祖母 曾祖父・曾祖母
フリガナ	ギョウダ フタバ		
氏名	(自署) <b>行田 フタバ</b>	生年月日	△△年△月△日
		児童との続柄	父・母・祖父・祖母 曾祖父・曾祖母
フリガナ	ギョウダ ミツオ		
氏名	(自署) <b>行田 ミツオ</b>	生年月日	△△年△月△日
		児童との続柄	父・母・祖父・祖母 曾祖父・曾祖母
フリガナ	ギョウダ ヨシコ		
氏名	(自署) <b>行田 ヨシコ</b>	生年月日	△△年△月△日
		児童との続柄	父・母・祖父・祖母 曾祖父・曾祖母
フリガナ	ギョウダ ロクロウ		
氏名	(自署) <b>行田 ロクロウ</b>	生年月日	△△年△月△日
	(代筆) 行田 ハジメ	児童との続柄	父・母・祖父・祖母 曾祖父・曾祖母
フリガナ			
氏名	(自署)	生年月日	年 月 日
		児童との続柄	父・母・祖父・祖母 曾祖父・曾祖母

## 入室申請にあたっての確認事項

この確認事項は、学童保育室の入室審査にあたって、保護者の皆様に確認しておきたいことをお聞きするものです。回答内容は、入室審査だけでなく、保育料の算定や学童保育室の支援員の配置などを検討する際にも活用しますので、正しくご回答ください。また、確認事項に虚偽の回答があった場合は、退室いただくこともありますことをご承知おきください。

- ① お子さんは指定校変更による、住所地の学区とは異なる小学校への就学ですか。

はい (添付書類要相談。変更理由： 引越し予定のため ) ・ いいえ

- ② 審査の結果、第1希望の学童保育室に入室できない場合の、第2希望以降の学区外学童保育室を記入してください。(学区内に複数の学童保育室がある場合、学区内の学童保育室が優先されます)。

なお、学童保育室送迎支援事業の都合により、ご希望に添えない場合があります。

注意：第2希望以降の記入の有無は、第1希望の学童保育室の審査には影響しません。

**●第2希望以降の記入がない場合でも、学区外学童保育室に入室可能な場合は、入室調整させていただく場合がございます。**

・ 第2希望 ( ●●● 学童保育室 ) ・ 第3希望 ( ▲▲▲ 学童保育室 )

・ 第4希望 ( ■■■ 学童保育室 ) ・ どこでもよい

- ③ お子さんが泉小学校に在籍(予定)している場合のみご回答ください。  
入室優先順位を以下に記入してください。

泉小学校区	優先順位
泉太井学童保育室	
(民間)太井学童保育室	

### 【兄弟姉妹で同じ学童保育室への入室を希望される方へ】

- ・ 兄弟姉妹の入室については、保育の必要性の高いお子さんからの入室となりますので、審査結果によってはご希望に添えない場合があります。
- ・ 忍小学校、南小学校、西小学校、東小学校、北小学校、桜ヶ丘小学校学区の学童保育室は、原則として「低学年」「中・高学年」に区分しての入室となります。保護者の希望により兄弟姉妹で同じ学童保育室への申請は可能ですが、学年差を考慮し、調整させていただく場合があります。また、入室学年に同じ学年のお子さんがない場合があることをご承知おきください。

- ④ 学童保育室に入室できなかった場合、お子さんは放課後どのように過ごしますか。

自宅で1人で過ごす。  自宅で同居の親族(兄弟姉妹を含む)と過ごす。

自宅で同居以外の親族と過ごす。  自宅以外で親族と過ごす。

その他 ( 父母が就労時間を短縮し、子どもと過ごす。 )

- ⑤ 祖父母と同じ建物と一緒に住んでいますか(世帯分離している場合も含む)。同一敷地内の別建物や二世帯住宅の場合につきましても「住んでいる」にしてください。

住んでいる (同一敷地内の別建物や二世帯住宅を含む) ・ 住んでいない

⑥ 学童保育室及び保育所保育料に滞納はありますか。

はい いいえ

⑦ 学童へ入室した際に、お子さんは自分の身の回りのこと（トイレに行く、宿題をする、おやつを食べる等）を一人でできますか。

はい いいえ

⑧ お子さんは障害（発達障害を含む）をお持ちですか。お持ちの場合は障害の種類を選んでください。また、申請書類に障害者手帳の写しもしくは医師の診断書を添付してください。

あり（身体障害・知的障害・精神障害・発達障害（障害者手帳または診断書の添付が必須）） なし

⑨ 現在、お子さんの成長に関する悩み等で診療機関や教育研修センター等で相談していますか（する予定はありますか）。  
また、保育所等からお子さんの発達について、お話を聞いたことはありますか。

はい（病名や相談内容、診療機関等の名称、いつ頃からどれくらいのペースで通っているか、現在の状況・経過等）：

多動傾向と診断されている。保育園に勧められ、●●病院に20▲▲年6月から月に1回のペースで通う。現在の状況は、机に座ってることが出来ず、落ち着きがない。薬を服薬しているが、あまり変化はない。トイレには1人ではいけないため、サポートが必要。 いいえ

⑩ お子さんは食物アレルギーをお持ちですか。

あり（生活管理指導表の添付が必須） なし（→⑫へ）

⑪ ⑩で「あり」と回答した方は、食物アレルギーの内容（食べられない食物、薬の服用の有無やアレルギーが発症した場合の症状、その対応方法等）について、詳細を記入し、生活管理指導表の写しを添付してください。

食べ物：卵、ピーナッツ 薬の服用：なし  
アレルギーの発症の場合：エピペンを使用し、○○病院（TEL）

⑫ お子さんはてんかんを発症したことがありますか。

なし あり（状態：手足がケイレンする。）  
（服薬開始 3 歳 / 1日 1回 服薬中）最終発作（2021年 4月）

⑬ 学童保育室に預けるアドレナリン自己注射薬（エピペン®）、てんかんの坐薬はありますか。（⑩か⑫で「あり」と回答した方のみ回答）

あり なし

⑭ 学童保育室での生活等で心配なことがあればご記入ください。

机に座ることが出来ないので、保育園のときは先生が隣にいました。学童保育室でも同じように対応をしていただきたい。



学童保育室についてのお問い合わせ

行田市役所健康福祉部 子ども未来課 子ども・子育てグループ

TEL：048-556-1111（内線262）